

### In This Issue

#### 最近韓国知財権動向

- ▶ 韓国中小企業、特許海賊の標的になる
- ▶ 韓国特許庁、韓国企業に「MS類似商標使うな」
- ▶ 韓国業者、OLED特許出願大幅増加
- ▶ 偽造紙幣「そこまで」・・・新札における偽造防止技術、特許出願増加
- ▶ カプセル形内視鏡関連特許出願増加
- ▶ ユビキタス事務環境システム技術開発/特許出願
- ▶ 日カツラ業者 VS 韓カツラ業者、商標権侵害禁止仮処分申請
- ▶ インターネット放送技術分野特許権侵害禁止仮処分申請棄却

#### 最近判例要約

- ▶ 最近の特許法院における主要判決の要約

### 韓国中小企業、特許海賊の標的になる

特許海賊というのは、特許権実用新案権等の知識財産権を保有し、ほかの企業から特許使用料を徴収することだけをビジネスとするような企業及び個人を称する言葉である。2001年米国の弁護士であるPeter Detkinが初めて持ち込んだ用語で、「特許パパラッチ」とも呼ばれている。

### 韓国特許庁、韓国企業に「MS類似商標使うな」

韓国特許庁が、米国のマイクロソフト (MS) 本社と韓国内ソフトウエハ (SW) ベンチャー企業であるエージェントサービスとの間の商標紛争でMS側に立った。

### 韓国中小企業、特許海賊の標的になる

韓国中小企業が「特許海賊 (Patent Pirates)」を恐れている。特許海賊というのは、特許権実用新案権等の知識財産権を保有し、他の企業から特許使用料を徴収することだけをビジネスとするような企業及び個人を称する言葉である。2001年米国の弁護士であるPeter Detkinが初めて持ち込んだ用語で、「特許パパラッチ」とも呼ばれている。

特許海賊は、これまでは紛争で勝訴した際、巨額の特許料が納められる大手企業を主なターゲットとしてきたが、大手企業が特許人材の確保に力を

入れるなど、最近、特許海賊に対する段取りが良くなり、そのターゲットが大手企業に比べ微々たる知的財産権の管理組織を有する中小企業へと移り変わった。

韓国特許庁によると、2006年に特許審判院に請求された特許審判件数は、9,725件で、前年 (7,142件) 対比36.2%増加し、特許業界は、そのうち70~80%を中小企業関連審判と推定しており、特許審判増加の主な原因とみている。この数値は、同期間特許出願増加率 (1.1%) を大きく上回っている。

実際に、最近、電気マットの生産業者であるA社が、中小家電業者のB社に数千万ウォンに至る特

許使用料を徴収された。B社は、実際には電気マ  
ットを生産せず、関連技術特許のみを数件保有し  
ている中小家電業者であり、「A社は、B社の特  
許技術を無断に用いる行為を直ちに止める」と書  
いた警告状を、A社及びA社の製品を扱っている  
ホームショッピング社のCに数回に渡って送り付  
けた。B社より警告状を送り付けられたA社は、  
該当特許に対する登録無効審判を請求し、対抗し  
ようとしたが、A社の製品を扱っているC社より  
「特許侵害訴訟が始まると、これ以上の取引はで  
きない」との通報を受け、是非もなくB社に特許  
使用料を払った。

韓国特許庁が2005年、1件以上の特許及び実用新  
案を出願した1,329ヶ所の業者を対象とし、先  
行技術や特許と関連し、先行調査を行った企業数  
を調べた結果、全体の23.0%が先行調査を行え  
ず、大手企業もまた16.5%が先行調査を行って  
いないことが明らかになり、特許海賊の標的とな  
り得る企業が相当あるだろうと掴んだ。

特許海賊からの被害を最小限に抑えるためには、  
新製品の開発及び売り出しの前に、特許出願を通  
じて知的財産権を確保し、かつ他社の関連特許登  
録可否も必ずチェックする、体系化された知的財  
産権の管理が求められると言えるだろう。

### 韓国特許庁、韓国企業に 「MS 類似商標使うな」

韓国特許庁が、米国のマイクロソフト（MS）本  
社と韓国内ソフトウエア（SW）ベンチャー企業  
であるエージェントサービスとの間の商標紛争で  
MS側に立った。韓国特許庁は、MS社の異議申立  
を認め、エージェント社が2006年1月に商標出願  
を申込んだ「Outlookers」の商標登録を拒絶す  
ることとした。Outlookersとは、MS社の電子メ  
ールプログラムであるOutlookが支援しない受信  
確認、連絡先同期化などのサービスをオンライン

を通じて提供するサービスである。

韓国特許庁にて2006年9月「Outlookers」の商  
標出願が公告されると、MS社は“エージェント  
サービスがOutlookの知名度に乗り込もうと該当  
商標を出願した”と異議申立を提起した。韓国特  
許庁は、これに対し、“「Outlookers」の商標  
が使用されると、「Outlook」関連のもの、或い  
はMS社が提供するサービスであるとの混乱を招  
く余地があり、かつ「Outlookers」の意味が、  
まるで「Outlookの提供者」であるかのように間  
違える恐れがある”とし、MS社の異議申立を認  
めた。しかし、エージェントサービスは、特許庁  
のこの判定について、“承服できない”とし、不  
服申請方針を固めており、商標紛争が長引くであ  
ろう。

エージェントサービスは“既に商標登録の公告が  
あったにも関わらず、特許庁がMS社の異議申立  
をやすやすと認めた”とし、“商品分類基準から  
して Outlook は SW プログラムであり、  
Outlookers はサービスであるため、これらは互  
いに異議提起の対象になれない。”と主張し、ま  
た、“MS社の協力社として技術支援を受けなが  
らMS社のSWプログラムを補完するWin-Win  
サービスをあらわにしたのに、かえてMS社は商  
標紛争を起こした”不満を漏らした。

### 韓国業者、OLED特許出願大幅増加

有機ELディスプレイ（OLED）事業化のための、  
技術開発やそれと関連した特許活動とが韓国内の  
ディスプレイ業者の間で活発であったことが明ら  
かになった。韓国特許庁の2007年3月1日付け発  
表によると、韓国内における出願及び登録動向は、  
OLEDの開発が本格になった2000年～2006年の  
間に爆発的な増加をみせたことがわかる。

OLED関連技術は、大きく、製造工程及び装備、  
駆動回路、発光物質に分類され、2000～2006年

の間に上記3つの技術分野における韓国内業者の登録特許の年平均増加率は、それぞれ、108.7%、232.0%、79.0%に至った。特に、AM-OLEDの事業化が決められた2005年、2006年頃には、前年対比2.3倍、4.7倍に至る279件、1318件の特許が確保されるなど、この分野における競争も熾烈であった。

一方、日本企業の韓国特許における登録占有率は、製造工程及び装備関連が19.0%、駆動回路関連が25.1%、発光物質関連が17.1%を占めた。もっとも積極的に登録を行った企業はセイコエプソンで、2006年まで94件の特許を登録しており、更に、製造業に投資することなく特許のみを出している日本の半導体エネルギー研究所 (Semiconductor Energy Laboratory, Co.) もこの分野において大量の特許を出願していることが明らかになった。

韓国と日本を除いたその他諸外国業者の韓国内特許占有率は低いが、発光物質素材と関連した特許占有率は6%に至り、化学物質関連の大手企業の出願が主流をなしていることがわかる。

OLED は、輝度、色純度、光視野角の特性が優れ、特に、反応速度が数 $\mu$ s (百万分の一秒) に過ぎなく、次世代先端ディスプレイとして注目を集めている。初期の小型携帯装置から脱皮し、今後技術革新と価額競争力とを積み重ねる傍ら TV 分野においても LCD 及び PDP と競争していこう。

### 偽造紙幣「そこまで」・・・ 新札における偽造防止技術、特許出願増加

最近、新札が発行され、人々の関心を集めている。今回の新札発行の裏には、最近急増する偽造紙幣の対策の意味を含んでおり、更に、この分野における韓国政府の投資も増えつつある。なお、米国などの先進国も増える偽造紙幣に対する防止策を

整うために頭を抱えている。

韓国特許庁は、偽造紙幣技術が巧妙になるにつれ、関連特許出願も増加していると明かした。

偽造防止有価証券製造関連技術においては、ホログラムなど、見る角度によって変わる視変角装置開発技術、光りを当てると隠れていたマークが表れる (透かし) 保安用紙製造技術、特殊インク使用技術、特殊印刷技法など、様々なものが開発されつつある。そのなかで特殊印刷技法と特殊インクとに関する技術が一番多く出願されている。

2000年～2006年までの有価証券の偽造防止技術と関連した特許出願は、総261件で、そのうち111件が最近2年間で集中的に出願された。特に、紙幣の真偽検査と関連した出願は197件で全体の約75%を占めた。また、偽造防止有価証券製造と関連した64件の技術特許のうち、38%である24件を韓国造幣公社が保有している。韓国特許庁は、“紫外線を用いた偽造紙幣検査技術など、偽造紙幣防止関連特許が絶えず出願されており、精密真偽検査に対する技術特許は更に増えつつであろう”と述べた。

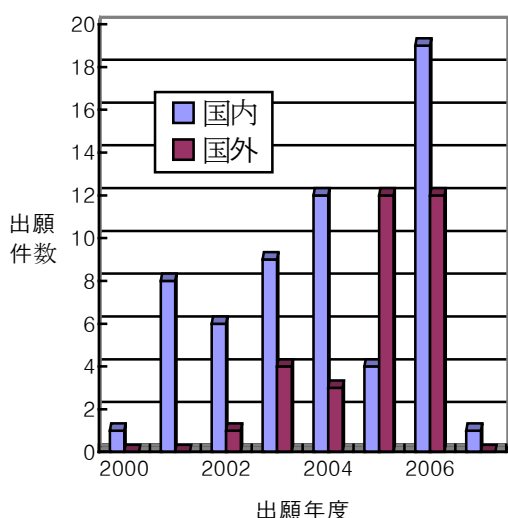
### カプセル形内視鏡関連特許出願増加

韓国特許庁は、最近カプセル形内視鏡関連特許出願が急激に増えていると発表した。

カプセル形内視鏡は、厚さ10mm内外、長さ20~30mm、重さ3~4kgであり、錠剤のように飲み込むと消化器官を通過する間、秒当りに2枚ずつ、総約5万枚の高感度映像情報を送り付けることができる。特許出願された技術を詳しくみると、カプセル内視鏡駆動技術及びイメージ撮上技術がそれぞれ19件と、もっとも高い比重を示している。続いて、マイクロロボット13件、位置制御11件、人体通信9件、電源関連技術6件、光学システム5件、遠隔診断システム3件、組織採取技術3件、カプセル回収技術2件、カプセル内視鏡表面処理技術2件などである。

国別の出願動向をみると、日本が 20 件、イスラエルが 10 件を出願し、韓国は 2001 年から出願が急増し、総 60 件に至っている。主な出願人は、韓国科学技術研究員 (KIST)、日本のオリンパス株式会社、イスラエルの Given Imaging Limited の順で、彼らの出願件数は全体の約 60%を占めている。

カプセル内視鏡の年度別特許出願動向



### ユビキタス事務環境システム 技術開発/特許出願

会社のパソコン作業環境を、そのまま家でも使えることのできるシステムが韓国電子通信研究院 (Electronics and Telecommunications Research Institute, ETRI)によって開発された。

韓国電子通信研究院は、事務環境ソフトウェアであるハングル (Korean alphabet) ワードプロセッサプログラムや MS Office, Internet explorer 等を使用が終わらないうちにセーブし、どこでも持ち出し、セーブの状態のまま開くことのできるユビキタス移動事務環境システムの開発

に成功したと、2007年3月6日に発表した。KT、コスモ、モドゥテック、韓国ITレンタル産業協会等が、韓国情報通信部の「公開ソフトウェア基盤ON-DEMAND事務環境提供技術開発に関する研究」という課題と関った支援を受けてこのシステム開発に参加した。

このシステムは業務の連続性を支援するために、使用中の事務環境のコンテキストをセーブし、後でそのまま出してくれる技術であって、RFID(Radio Frequency Identification)などを用いたサーバー基盤と移動式貯蔵装置であるUSB(Universal Serial Bus)を基盤とした、二つのシステムが開発された。使用者がRFIDカードのみを持ち出し、家のパソコンでそれを開くと前回作業中のテキスト及びカーソルの位置、プログラムの窓の配列まですべてにおいてセーブした状態のまま出てくる。

韓国電子通信研究院は、個人用及びサーバー基盤移動事務環境を対象とした全世界関連市場規模は2010年あたりで約5億7千万ドルに至ると見込んでいる。ETRIはこの技術と関連し、国際特許を4件出願している。研究開発責任者である韓国電子通信研究院デジタルホーム研究団ソフトウェアサービス研究チーム長は、「uワークサービス提供のための核心フラットホーム技術として活用することができ、ウェブポータルサービスやウェブハードサービスと連係した付加サービス、USBメモリの付加サービスなどを通じて受益モデルの創出が可能である」と期待している。

### 日カツラ業者 VS. 韓カツラ業者, 商標権侵害禁止仮処分申請

日本のカツラ業者の株式会社プロピア(PROPIA CO., LTD.)が、韓国の有名カツラ業者である株式会社ミランインタナショナル(MILAN INTERNATIONAL CO., LTD.)を相手取って商標権侵



害禁止仮処分をソウル中央地方法院に提起した。申請人である日本の株式会社プロピアは、仮処分申請書にて“2006年9月に大韓民国の特許庁に商標「**Hoircontact**」を登録したにも拘らず、株式会社ミランインタナショナルが自社カツラ製品に、この商標を当社の承認を得ず使っている”と主張した。

更に、株式会社プロピアは、“株式会社ミランインタナショナルが使用している「ミラン Hair Contact 0.03」または「Milan Hair Contact 0.03」などの標章は、「Hair Contact」や「ヘアークontakt」で呼ばれやすく、これは登録商標である「**Hoircontact**」と外観や呼称において同一であるため、株式会社プロピアの商標権を侵害する行為である”と付け加えた。株式会社プロピアは、株式会社ミランインタナショナルが使用しているカタログ広告文案も同社のものを剽窃したものであり、カタログの複製、展示、配布の禁止を求めた。

現在、株式会社プロピアは、英語文字のみからなる商標「**Hoircontact**」を韓国特許庁に登録しており、株式会社ミランインタナショナルは英語文字のみからなる商標「MAGIC HAIR CONTACT」及び「HAIR CONTACT」を出願したものの、全て拒絶決定された状態であり、この商標権侵害禁止仮処分の成り行きに注目が集まっている。

### インターネット放送技術分野、 特許権侵害禁止仮処分申請棄却

最近に韓国インターネット放送技術業者の間の特許権侵害禁止仮処分申請が棄却された。申請人であるガビアは、ガビアの特許技術であるカメラと画面キャプチャーとを用いたインターネット分散放送システム及び方法を、ナウコムに無断で使用されたと、2006年末にソウル中央地方法院で特

許権侵害禁止仮処分を申請した。

これに対抗し、被申請人であるナウコムが、ガビアの特許は△インターネット放送を構成する個々の公知技術の単なる集合に過ぎないため、技術の進歩性は認定できず、△特許出願以前に、既に開発され、需要者に広く使われているものであるため、技術における新規性の否定を主張して特許無効審判を特許審判院にて提起した状態である。該当仮処分禁止申請を担当した裁判部は、“ナウコムの放送サービスは、放送サーバー駆動方式等がガビアの特許とは、技術的構成や効果とにおいてまったく異なるものであり、権利侵害を主張する理由がない”とし、ガビアの特許権侵害禁止仮処分を棄却した。

申請人であるガビアは、今回の特許権侵害禁止仮処分申請に下された棄却決定が、特許権者としての正当な権利実施を認めてもらえなかったものとし、本案訴訟に備えていくと明かした。

しかし、韓国内特許権侵害禁止仮処分申請の結果において、最近では仮処分決定以後、本案訴訟にて特許権非侵害と判断される際の被申請人の被る損害を考慮し、多くの訴訟が棄却決定される傾向がある。

### 最近の特許法院における主要判決の要約

事件：特許法院2006.11.29.宣告2005HEO11056

判決 [拒絶決定 (特)]

判示事項：イ. 数値限定発明の進歩性を認定するための要件

ロ. 「特定の触媒を用いて相応するエーテルを分解させ、3次オレフィンを製造する方法」という出願発明が、比較対象発明より容易に発明できるものであり、進歩性のないものとし、登録を拒絶した決定は正当であるとした事例

判決要旨：イ. 特許登録の発明が、公知の発明の

構成要件をなす要素らの数値を限定することであって、これを数量を用いて記した場合、その数値がその技術分野における通常の知識を有する者によって適切に選択され、実施できる程度の単純な数値限定であり、前記のように限定された数値範囲内で異質的であるか、もしくは顕著な作用効果の違いを生じさせないのであれば、前記の特許発明は、進歩性の要件に欠けているものとし、無効とみなすべきである。

ロ．この事件の出願発明は、3次アルキルエーテルを分解させ、高純度の3次アルキルオレフィンを製造する方法に関するものであって、その製造過程においてポリシロキサン形の無機固形物を含む触媒を用い、一定の範囲の相對圧力、温度及びHSV（時間当たりの触媒の単位体積当りの液体供給原料の体積として示される時間当たりの空間速度）の反応条件を与えることを特徴としているが、これは、実質的に同一な触媒と反応条件を用いる比較対象発明より容易に発明できるものであるため、進歩性のないものとみなす。

事件：特許法院2006.11.29.宣告2006HEO46

判決〔権利範囲確認（特）〕

判示事項：イ．いわゆる「機能的請求項」の許容可否（限定積極）

ロ．詳細な説明と図面との記載を参考とし、登録発明の請求項に記載の「弾性手段」という機能的表現に輪ゴム（ゴム紐）が含まれると解釈した事例

判決要旨：イ．特許請求範囲には、発明の構成を不明瞭にさせる用語は原則的には許容されていないが、発明の機能や効果を記載した、いわゆる機能的表現であっ

ても明細書の本文と図面の記載とを参考として実質的にその意味内容を確定できる場合には、これに該当しないとし、許容される。

ロ．登録発明の請求項は、「弾性手段が伸びた状態で固定され、上下に縮むことを特徴とする、竦めた圧迫バンド」と記載されており、そこに弾性手段という機能的表現を用いたが、その明細書の詳細な説明と図面の記載とを参考してみたとき、前記「弾性手段」が、確認対象発明が用いた輪ゴム（ゴム紐）を含む概念だと解釈できるので、確認対象発明は登録発明の権利範囲に属する。

事件：特許法院2006.11.23宣告2005HEO7354

判決〔登録無効（特）〕

判示事項：イ．機能的請求項の許容範囲と解釈基準

ロ．機能的表現のみからなる不明瞭な独立項を、ただ従属項にて付加または限定している構成要素からなるものを用いて、補充・限定して解釈することが許容できるのかの可否（消極）

判決要旨：イ．請求項の機能的表現は、そのような記載によるものであっても発明の構成が全体として明瞭であると認定される場合に限って許容される。ここで言う、機能的表現によるものであっても発明の構成が全体として明瞭であるということは、①従来の技術的構成のみでは、発明の技術的思想を明確に示すことが難しく、請求項を機能的に表す必要がある場合、②発明の詳細な説明と図面との記載によって機能的表現の意味内容を明確に確定できる場合を指す。更に、機能的表現からなる請求項の権利範囲は、請求項に記載の機能を行う全ての構成を含むのではなく、請

求項の記載と発明の詳細な説明及び図面とによって、明確に確定できる構成のみを含むことに限定し、解釈されるべきである。

ロ．機能的表現のみからなる不明確な独立項を、ただ従属項にて付加または限定している構成要素からなるものを用いて、補充・限定して解釈することは、①特許法が多項制を採択した趣旨に反れたのみならず、請求範囲が独立項と従属項とで記載の発明における両者の関係を乱し、請求項における相互間の権利範囲を曖昧にさせ、全体請求範囲の解釈を不明確させ、②機能的表現のみからなる独立の請求項が、これを裏付する発明の詳細な説明と図面とに基づいて解釈したとしても、その構成が明確でなく、結局のところ従属項にて付加・限定された構成のみからなっているとしか解釈できない場合であれば、このような独立項は、既に発明の必須的構成要素らが明確で、簡潔に記載されたとみなし難く、特許法第42条第4項第2号に違反しているので、許容できない。

事件：特許法院2006.11.15.宣告2005HEO10459

判決〔権利範囲確認（特）〕

判示事項：イ．医薬用途発明の権利範囲判断基準

ロ．シブトラミンメタンズルホン酸塩半水化物を有効成分とした肥満治療用薬学組成物である確認対象発明は、シブトラミン塩酸塩またはその一水化物を有効成分とした肥満治療用薬剤学的組成物である登録発明と同一するか、或いは均等していなく、その権利範囲に属しないと判断した事例

判決要旨：イ．用途発明は「用途」と「物」とを必須構成要件としており、この事件の

登録発明は有効成分を、公知の化合物である「シブトラミン塩酸塩」または「その一水化物」で限定した肥満治療用薬剤学的組成物からなるもので、この権利範囲は物の側面では、シブトラミン塩酸塩またはその一水化物を有効成分とした薬剤学的組成物と、用途側面では肥満治療用と、それぞれ同一乃至均等な範囲のみに限る。

ロ．たとえ両発明がシブトラミンを基本骨格構造として有しているという点において共通点を有するものの、塩と水化物との形態が塩酸対メタンズルホン酸及び一水化物対半水化物で、その全体的化合物の構造、結晶形態、水化の程度及び物理化学的性質において互いに相違している化合物であり、この事件の登録発明は基本骨格構造であるシブトラミンでもないその特定塩である「シブトラミン塩酸塩」や「その一水化物」を有効成分として限定しているため、その限定の塩の形態ではなく新規化合物として特許を得たシブトラミンメタンズルホン酸塩半水化物を有効成分とした組成物の医薬用途を明かした確認対象発明は、この事件の登録発明とはその技術思想や課題の解決原理及び作用効果が異なり、置換が自明してもいないので、両発明は均等でない。

事件：特許法院2006.10.11.宣告2005HEO7545

判決〔拒絶決定（特）〕

判示事項：イ．医薬の用途発明において医薬用途と関連の請求項の記載程度

ロ．「敗血症ショック、虚血などに関連された窒素酸化物過生性治療用組成物」という請求項は、医薬用途が明確に記載されないとみた事例

判決要旨：イ．医薬の用途発明において特許請求範囲には特定物質の医薬用途を対象疾病、または薬効で明確に記載すべきであり、対象疾病または薬効で明確に記載されているというのは、①公知の個別的・具体的な病名で特定して記載されている、②その疾病と一緒に含まれる公知の包括的概念（例えば、解熱剤）程度には記載されている、③活性紀伝と対象疾病との相関関係が公知されている場合には、活性紀伝に基づいた機能的表現で記載されている、④出願前に公知されていない疾病または、関連疾病群の場合には、対象疾病が確立できるよう、明細書にてそれに関する具体的病理学的定義、診断方法、病理紀伝及び薬理紀伝などが記載されているべきである。

ロ．「敗血症ショック、虚血などと関連された窒素酸化物過剰性治療用組成物」という請求項は、多義的に解釈される余地があり、治療対象となる疾病が何であるかが不明確であるのみならず、その挙げているすべての疾病と窒素酸化物過剰生成の間の関連性可否や窒素酸化物過剰生成が媒介となり低血圧症や多重臓器不全症が発病されるかどうか確立されていないので、その医薬用途を対象疾病または、薬効として明確に記載したものとはみなし難い。

事件：特許法院2006.9.6.宣告2005HEO4713

判決〔拒絶決定（特）〕

判示事項：イ．性質または特性などによって物を特定しようとする記載を含む出願発明

の新規性及び進歩性を判断する方法とその認定事例

ロ．比較対象発明や出願発明に、先行技術として記載された先行文献が、拒絶決定事件の審決取消訴訟にて提出できない新たな拒絶理由に該当するかどうかの可否（限定積極）

判決要旨：イ．性質または特性などによって物を特定しようとする記載を含む出願発明の新規性及び進歩性を判断するにおいて、その出願発明の請求範囲に記載の性質または特性が発明の内容を限定する事項である以上、これを発明の構成から除外しては比較対象発明と対比できなく、ただし比較対象発明にそれと技術的表現のみが異なり、実質的には同一・類似する事項がある場合（即ち、別の定義または実験・測定方法で取替えができ、または両発明の実施形態が同一・類似する場合）などのような特段の理由がある場合に限り、その新規性及び進歩性を否定できる。

ロ．拒絶理由として提示された比較対象発明（頒布の刊行物）と出願発明の明細書とに記載の先行技術（公知）は、別個の証拠として周知慣用技術でない限り新たな拒絶理由となり、比較対象発明の詳細な説明に記載されている先行文献は、その先行文献の内容が比較対象発明の明細書全般に表れているものか、或いはその先行文献の記載内容が周知慣用技術でない限り新しい拒絶理由となり、拒絶決定事件にて提出できない。



**Kims and Lees**  
世韓國際特許法律事務所

Website: [www.kimsandlees.com](http://www.kimsandlees.com)  
e-mail: [ybkim@kimsandlees.com](mailto:ybkim@kimsandlees.com)

韓国ソウル鐘路区寛勳洞 1 5 1 - 8 同徳ビル 8 階  
8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,  
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea  
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351